

【詳細】

オバマ大統領就任式 5 日前の 2009 年 1 月 15 日、米国のライス国務長官（当時）とアラブ首長国連邦(UAE)のアブドラ外相は、米-UAE 原子力平和利用協力協定（以下、「米-UAE 原子力協定」と略）に署名した。

UAE は、2008 年 4 月 20 日に「原子力平和利用の評価と将来の開発可能性に関する UAE の政策」と題する白書で、現時点では原子力発電の導入にコミットしているわけではないが、原子力の平和利用を行うにあたり、核セキュリティ・核不拡散、原子力安全及び原子力損害賠償責任の各々の分野で国内法を整備し国際取決めを遵守することにより非核兵器国が原子力の平和利用を行うにあたってのモデルを確立する意図を明らかにするとともに、自前の濃縮・再処理能力の開発を放棄し他国からの燃料供給に依存すること等を表明し、翌 21 日、米国とこれらの内容を含む了解覚書（MOU）を締結している（2008 年 4 月 25 日付け核不拡散ニュース No. 0087 参照）。

米-UAE 原子力協定のテキストは公式には明らかにされていないが、米務省の同日付ファクトシートや報道によれば、協定には米国と他国との原子力協力協定にはない以下の 2 つの条項が含まれているという。

- (1) UAE が自国内での濃縮・再処理に関与しないとの自らのコミットメントに反する行動を行った場合に米国は協定を終了させることができる
- (2) 米国から UAE へ移転する特殊核分裂性物質の量については、UAE 国内でのウラン濃縮若しくは再処理を放棄するという UAE の自発的な決定を考慮に入れた上で、その適量を決定する

上記(1)について、米国と他の非核兵器国との協定においては、IAEA との保障措置協定の終了や同協定への重大な違反、核爆発の実施等が協力の停止要件となっているが、本協定では、UAE が濃縮・再処理を行うことが、それらと同等の停止要件として位置づけられている点に特徴がある。これは、米国務省によれば、NPT 加盟国の UAE が、NPT 第 IV 条が保証する（濃縮や再処理を含む）原子力平和利用の権利を踏まえてなお濃縮や再処理を行わないとのコミットメントを行った重要性に鑑みてのことであるという。

米国は、以前から濃縮や再処理といった機微技術や施設を追求しないことを選択した国に核燃料の供給を保証するとの核不拡散アプローチを採ってきている。UAE 以外の中東諸国との原子力協力に関しても、米国は 2007 年にヨルダン、2008 年にバーレーン、UAE 及びサウジアラビアの各国と MOU に署名しているが、このうち、バーレーン及びサウジアラビアは、UAE と同様に機微な技術を追求せず核燃料の供給を既存の市場に依存することを表明している。したがって、今回の米-UAE 原子力協定が、今後、米国と、安保理決議を無視してウラン濃縮活動を継続するイランとペルシャ湾を挟んで対峙する中東諸国との国々との間の原子力協定のモデルとなることも考えられ、その点でも注目される。

(2)について、米国から UAE に移転される核分裂性物質の量が、UAE の濃縮・再処理に関与しないとのコミットメントを考慮した上で決定されるという条項も、今までに例を見ない条項であるが、同アプローチは、2008 年 9 月 30 日に全米科学アカデミー（NAS: the U.S. National Academy of Science）と露国科学アカデミー（RAS: Russian Academy of Science）合同委員会が出した報告書「核燃料サイクルの国際化：目標、戦略、課題（Internationalization of the Nuclear Fuel Cycle: Goals, Strategies, and Challenges）」の中で、選択され得るアプローチの一つとして言及されている。しかし、具体的には、どの程度のコミットメントレベルに応じて、どの程度の量の核分裂生成物が移転されるかまでは具体的に明示されていないようである。

また報道等によれば、本協定の協力分野は、UAE における中小型炉と燃料サービスのアレンジに関する要件の検討、UAE の将来の民生用軽水炉のための信頼できる核燃料源の確立

の促進、GNEP を含む核拡散を防ぐグローバルな取り組みを支援するような UAE における民生用原子力利用の開発、インフラ開発のマイルストーンに関する IAEA のガイダンスや基準に一致する民生用原子力のためのトレーニング・人材開発やインフラの開発・民生用原子力や関連するエネルギー技術の応用、産業・農業・薬学や環境分野でのラジオアイソトープや放射線の利用等である。

さらに国務省のファクトシートでは、協定対象の使用済燃料の英仏両国への再移転に対し、長期にわたる事前承認が与えられるとされていることが注目される。同様な条項は日米原子力協定にも含まれている。他方、英仏における再処理によって回収されるプルトニウムや他の核分裂性物質の UAE への返還は本協定における事前承認の対象とされておらず、プルトニウムの我が国への返還が想定されている日米原子力協定と異なる。

これらの点において、本協定は、新規原子力発電利用国への原子炉（中小型炉）の導入と信頼できる核燃料サービスの供給、また原子炉から生じた使用済燃料を、核燃料サイクル施設を有する国でリサイクルするという GNEP の基本概念に合致したものであると見ることができる。

しかし、同協定はまだ発効していない。というのは、米国原子力法 123 条は原子力協定の発効に関し米国議会の審議を要求しているからであり、大統領による同協定（及び原子力法で求められている核拡散評価ステートメント（Nuclear Proliferation Assessment Statement））の議会への上程後、90 日間の議会会期内に上下両院による合同不承認決議が採択されなければ発効することになる。しかし、現時点では、オバマ大統領は同協定を議会に提出していない。

加えて、2009 年 1 月、ロス・レーチネン下院議員（フロリダ選出、共和党）を始めとする複数の議員が、UAE がイランに対し、原子力供給国グループ (NSG) ガイドラインを含む大量破壊兵器関連や通常兵器関連の規制対象となっている、物品・サービス・技術の移転を禁止するアクションをとっていること等を大統領が証明しない限り協定は発効しない、もしくは輸出ライセンスを発行しない、との内容を含む UAE との原子力協力を制限する法案（H. R. 364）を下院外交委員会に提出している。その主な理由は、イランは UAE の主要な貿易相手国の一つであり、ドバイがパキスタンの A. Q. カーン博士による核の闇市場のネットワークのハブの一つとして機能し、ドバイ経由でイランに核技術が流出、結果としてイランの原子力及び軍事プログラムに寄与したことは否定できないこと、UAE が核の闇市場ネットワーク発覚後に輸出管理法を整備したが、いまだに十分に履行されていないこと等を上げている。

現時点で、オバマ大統領が中東との原子力協力をどう進めるか、ブッシュ政権末期に署名された米-UAE 原子力協定を、オバマ大統領がどうハンドリングしていくか、いつ協定を議会に上程するか、また協定に異議をとる議員等にどのように対応していくかは明らかではない。一方で、オバマ政権下で、昨今、バイデン副大統領の核不拡散担当アドバイザーに就任することが取りざたされているジョン・ウォルフストール氏は、「UAE は絶対的に正しい方向に進んでいる、米国は UAE との協定を支援するだけでなく、イランが行っていることに対抗するモデル協定ともなりえる」と言及しており、オバマ大統領自身は協定に同意しているようであるとの見方もあり、今後の大統領の動向が注目される。

なお、同協定への署名は、全米製造者協会（NAM: National Association of Manufacturers）からは、全米の企業等が UAE から数十億ドルの調達を受ける機会を与えるものとして歓迎されている。

以上

【参考文献、記事等】

- 米国国務省 2009 年 1 月 15 日付ファクトシート “Agreement for Cooperation

Between the Government of the United States of America and the Government of the United Arab Emirates Concerning Peaceful Use of Nuclear Energy”
<http://2001-2009.state.gov/t/isn/rls/fs/115015.htm>

- Global Security Newswire 2009 年 2 月 3 日 “UAE Pact Could Become Basis for Future Nuclear Deals, Experts Say” ,
http://www.globalsecuritynewswire.org/gsn/nw_20090203_8154.php
- H.R. 364 “Limitation on Nuclear Cooperation with the United Arab Emirates Act of 2009” , January 9, 2009,
<http://www.govtrack.us/congress/bill.xpd?bill=h110-7316&tab=related>
- “Internationalization of the Nuclear Fuel Cycle: Goals, Strategies, and Challenges” , U.S. Committee on the Internationalization of the Civilian Nuclear Fuel Cycle; Committee on International Security and Arms Control, Policy and Global Affairs; National Academy of Sciences and National Research Council, http://www.nap.edu/catalog.php?record_id=12477
- Nucleonics Week, Volume 50/Number 3/January 22, 2009、同日本語版 2009 年 1 月 22 日、第 50 卷 第 3 号（日本語版 895 号）
- 全米製造者協会 2009 年 1 月 19 日付プレスリリース “NAM President Engler Hails U.S./UAE “123 Agreement” Signed Today; Urges Quick Congressional Approval” <http://news.thomasnet.com/companystory/554656>